

## 8 認可外保育施設等

認可外保育施設等には、いわゆる認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)のほか、ベビーホテル、ベビーシッター、市町村から認可されていない事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業が含まれます。

歳児		3～5歳児	0～2歳児
要件		保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当かつ市民税非課税世帯
必要な認定		新2号認定	新3号認定
①	保育料 利用料	月額 37,000 円を 上限として支給	月額 42,000 円を 上限として支給
②	無償化のための 手続き	お住まいの市町村への認定申請・支給申請が必要	

### ① 保育料・利用料について

#### (1) 対象者

3～5歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照

0～2歳児：保育が必要な理由に該当する方 別紙参照で、かつ市民税非課税世帯の方

※ 保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用されている方は、認可外保育施設等に係る無償化の給付を受けることはできません。

#### (2) 対象経費

保育料・利用料

※ 保育料等に、以下に掲げる費用が含まれている場合、その部分については無償化に係る給付の対象外となります。

○ 日用品費や制服費 ○ 行事費 ○ 食材料費 ○ 通園送迎費 ○ 保護者会・PTA 会費

※ ファミリーサポート事業の送迎のみの利用の場合は、無償化の対象外となります。

#### (3) 支給上限額

3～5歳児：月額 37,000 円

0～2歳児：月額 42,000 円

#### (4) 支給方法

保護者の方は、各施設が定める保育料をいったん施設(ファミリーサポート事業の場合は、活動を行った提供会員)に支払ったうえで、施設が発行した領収書等を添付して、給付費の申請を京都市に行う必要があります。保護者の方からの申請をもとに、京都市から無償化に係る給付費が保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。(給付費の支給は、概ね四半期ごとの予定です。例：10月～12月分の保育料・利用料に係る給付費は、3月頃に振り込まれます。)

### ② 無償化のための手続きについて

#### (1) 認定申請

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

京都市にお住まいの方は、手続きに必要な認定申請書等を京都市のホームページからプリントアウト、または、各区役所・支所子どもはぐみ室で受け取っていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐみ室に持参してください。

<認定区分ごとの必要書類>

認定区分	必要書類
新2号認定 新3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類

(2) 支給申請（施設等利用費の申請）

支給申請に必要な申請書等は、京都市のホームページ「京都市情報館」からプリントアウトしていただき、必要事項を記入のうえ、京都市幼児教育・保育事務集中室に郵送、または、各区役所・支所子どもはぐくみ室に持参してください。

また、申請額の上限設定などが複雑なため、京都市では「施設等利用費申請書入力フォーム」を作成しておりますので、適宜御活用ください。

トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 子ども子育て支援・少子化対策  
⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 保護者の方へ ⇒ 申請様式  
⇒ 施設等利用費の支給申請について



URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258661.html>

※ 無償化対象施設が御確認ください

無償化の給付を受けるためには、利用される施設が無償化対象施設になる必要があります。無償化対象施設になるためには、施設が「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を京都市に提出し、無償化対象施設の確認を受ける必要があります※。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けていない場合、保護者の方が新2号・新3号認定を受けられても、無償化の給付を受けることはできません。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けているか否か、必ず利用される施設に御確認ください。

なお、京都市内の施設で無償化対象施設の確認を受けている施設は、京都市のホームページで確認することができます。

トップページ ⇒ 健康・福祉・教育 ⇒ 子ども子育て支援・少子化対策  
⇒ 幼児教育・保育の無償化 ⇒ 施設・事業所一覧  
⇒ 幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧



URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

※ 京都市以外の市町村に所在する施設については、施設が所在する市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」を提出し、無償化対象施設の確認を受ける必要があります。京都市以外に所在する施設を御利用の場合は、確認の有無を施設が所在する市町村に御確認ください。

